

# 公益社団法人北海道交通安全推進委員会資産管理運用規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第8章の規定に基づき、公益目的事業を行うための資産並びにその他の資産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、本委員会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

### (管理責任者)

第2条 会長は、前条に規定する資産の管理の適正を期するため、筆頭副会長を管理責任者として、その管理に当たらしめるものとする。

- 2 管理責任者は、別に定める資産管理台帳に基づき、法令等に定める財産の区分に応じて、当該財産を管理しなければならない。
- 3 管理責任者は、翌事業年度における資産運用の計画を策定し、会長の承認を受けなければならない。

## 第2章 公益目的事業を行うための資産の維持管理等

### (維持管理)

第3条 定款第42条に規定する特定資産は、公益目的事業を行うために不可欠な資産であり、会長は、法令、定款等に定めるところにより、その適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 特定資産は、資産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

### (処分等)

第4条 特定資産の処分については、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、3分の2以上の議決を経て、社員総会の決議を得なければならない。

### (繰入の禁止)

第5条 特定資産については、他の会計に繰入することはできない。

## 第3章 その他の資産の維持管理等

### (維持管理)

第6条 その他の資産については、会長はこの規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

- 2 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとし、その運用方法等について、第8条から第11条までの規定を準用する。
- 3 その他の資産が、管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる運用資産である場合には、貸借対照表においては特定資産として計上した上で、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを、資産管理台帳において明記しなければならない。

## 第4章 資産の運用

### (基本方針)

第7条 資産は、元本償還が確実な方法で運用を行わなければならない。

(運用対象)

第8条 資産の運用については、次に掲げる金融資産により運用しなければならない。

- (1) 金融機関等への円建預金、貯金
- (2) 有価証券（外債（円貨建外債含む。）は除く。）
  - ア 国債
  - イ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）
  - ウ 特殊債（政府が元利金の保証をしているものに限る。）
  - エ 地方債
  - オ 公団債

(運用指針)

第9条 管理責任者は、金融資産の運用にあたって、次の掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 預金保険の対象となる安全性
- (2) 金融機関の健全性
- (3) 収益性
- (4) 市場性
- (5) 運用期間
- (6) その他必要と認められる事項

(評価損の処理等)

第10条 第8条第2号に掲げる有価証券を運用した場合において、債券発行者の信用状態の著しい悪化等により評価損が生じる場合には、管理責任者は、直ちに会長と協議のうえ、対応しなければならない。

(資産の管理運用状況の報告)

第11条 管理責任者は、資産の運用状況について、定期的に会長に報告しなければならない。

(理事会へ報告)

第12条 会長は、資産運用の計画、経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

## 第5章 手続

(運用手続)

第13条 運用責任者は、運用にあたっては、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

## 第6章 補則

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。

この規程は、平成24年5月21日施行する。

この規程は、平成25年3月11日施行する。